

平成 2 3 年度

国の施策等に関する提案・要望

結 果 調 べ

(平成 2 2 年 7 月 3 0 日実施分)

平成 2 3 年 1 月 2 1 日

鳥取県自治体代表者会議

鳥取県地方分権推進連盟



平成23年度国の施策等に関する提案・要望項目（結果調べ）

[平成22年7月30日]

【最重点要望項目】

番号	項目	所管省庁	提案・要望内容	国予算への反映状況等
1	地域主権の確立に向けた体制の整備について 【企画部】	総務省 内閣府	<p>「地域のことは地域で決める。活気に満ちた地域社会をつくる。」という地域主権の確立に向けて次の体制整備を行うこと。</p> <p>○ 国の出先機関を原則廃止することにより、国から地方へ大胆に事務を移管、権限を移譲し、国の関与を最小限にするよう見直すこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ポリテクセンター、ハローワークなど、住民に直結する事務を行っている国の出先機関は、地方へ移管すること。</li> <li>・地方へ「権限・事務」、「財源とスリム化した人員」をセットで移管すること。</li> <li>・基礎自治体への権限移譲を推進すること。</li> <li>・法令による義務付け・枠付けの見直しを行うこと。</li> </ul>	
<p>○国の出先機関原則廃止については、平成22年12月28日に「アクション・プラン～出先機関の原則廃止に向けて～」が閣議決定された。その内容は次のとおり。</p> <p>&lt;主な内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ハローワークは、国と希望自治体とで運営協議会を設置するなどして、国による無料職業紹介や地方による福祉の相談業務などを一体的に実施する。その際、国は地方自治体からの特区提案にも誠実に対応することを基本とし、国と地方で協議して具体的な制度設計を行う。</li> <li>なお、上記一体的な実施は3年程度行い一体的な実施の成果と課題を検証の上、自治体への移譲を検討する。</li> <li>・直轄道路と直轄河川については、一つの都道府県内で完結するものは原則移管する。なお、国と地方とが個別協議を行い、受け皿の法整備が整う前でも積極的に移管を進める。</li> <li>・出先機関改革を円滑かつ速やかに実施するための仕組みを地域主権戦略会議の下に設ける。</li> </ul> <p>○このアクションプランに対し、全国知事会は、ハローワークについては、国と地方の一体的な実施は二重行政を助長することになるため、少なくとも「地方自治体の発意に基づいて選択的・試行的に事務・権限を移譲する方法」を明記することなどを求めている。</p> <p>○ハローワークの移管やポリテクセンター(独)雇用・能力開発機構の移管条件の見直しなどについては、近畿ブロック知事会で「労働行政の地方一元化について」の提言書をまとめ、平成22年12月22日に厚生労働省に対し提言活動を実施するとともに、全国知事会議でも提案を行った。</p>				
			<p>○「地域のことは地域で決める」という観点から、国、都道府県、市町村の役割分担を見直すこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育委員会制度や義務教育における人事（発令・懲戒）と給与負担のあり方などについて、抜本的に再検討すること。</li> </ul> <p>○ 国から地方への事務の移管、権限移譲の受け皿として、自治体間で事務を共同処理するハイブリッドなサービス提供主体を創設するのに必要な制度改正を早急に変更すること。</p>	<p>○具体的な動きなし。引き続き要望する。</p> <p>○具体的な動きなし。引き続き要望する。</p>

			<ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県間、都道府県と市町村との間、市町村間で事務を共同処理する新たな中間的な自治体として、法人格を有する簡素で効率的な協議会「広域執行連合」（仮称）を創設するのに必要な制度改正を早急に実施すること。</li> </ul> <p>○ 国と地方が適切に協議を行う場を構築し、適期に運用すること。</p>	<p>○国と地方の協議の場に関する法律案が衆議院で継続審議中。</p> <p>○出先機関改革のアクションプランに記載された「出先機関改革を円滑かつ速やかに実施する仕組み」等について、次回開催予定の第11回地域主権戦略会議で設置される見込み。</p>
2	真に地方の自立に資する地方税財政制度の確立について【総務部】	総務省 内閣府 厚生労働省	<p>○地方税財源の充実強化と偏在の是正 今後増大が見込まれる行政サービスの安定的な提供に向けて、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方消費税の引上げを含む税制の抜本的改革の議論を行い、その早期実現を図ること。</p> <p>○地方環境税（仮称）の創設等 暫定税率を廃止し、当分の間従前の税率水準を維持するために設けられた特例税率の見直しや自動車取得税の廃止を検討する際は、明確な財源措置を示すこと。 また、地方自治体が地球温暖化対策をはじめとする環境施策の推進に果たしている役割を踏まえ、地方環境税（仮称）を創設すること。</p>	
<p>【税制改正】（税制改正大綱（12/16））</p> <p>○地方税財源のあり方 昨年と同様、社会保障制度を支える地方行政を安定的に運営するための地方消費税の充実など偏在性が少なく安定的な地方税体系を構築することが明記された。 また、地方税制度における国の過剰な制約を取り除くなど、「自由な判断」と「執行の責任」を拡大する方向で地方税制度の抜本的改革を検討することも示された。 引き続き、地方税制の抜本的な改革の早期実現について要望していく。</p> <p>○地方環境税 揮発油税や軽油引取税等の「当分の間」税率は、平成23年度も引き続き維持することが示された。 地方環境税については、化石燃料を課税ベースとする石油石炭税に、炭酸ガス排出量に応じた税率を約5割上乗せする「地球温暖化対策のための課税の特例」を段階的に導入することとされたが、地方への譲与の仕組みは次年度以降の検討課題とされた。 地方自治体が地球温暖化対策をはじめとする環境施策の推進に果たしている役割を踏まえ、今後も地方環境税（仮称）の創設や、現行の自動車重量税と自動車税を一本化した環境自動車税（仮称）等の創設を国に要望していく。</p>				

	<p>○ 地方交付税総額の復元・増額          財政運営戦略が策定されたところであるが、プライマリー・バランス目標や基礎的財政収支対象経費の3年据置きの実現に向けては、国の赤字を地方に付け替えるようなことは行わず、地方交付税については交付税率の引上げ等を的確に行い、三位一体改革の影響により減少した地方の一般財源総額を復元すること。臨時財政対策債に依存することなく、全額を交付税措置すること。</p>							
<p><b>【地方財政対応】（地方財政への対応への概要(12/24)）</b></p> <p>○地方財政計画</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>・地方交付税 +0.5兆円</td> <td>・臨時財政対策債 ▲1.5兆円</td> </tr> <tr> <td>・地方税 +1.2兆円(地方譲与税含む)</td> <td>・その他 ▲0.04兆円</td> </tr> <tr> <td>・一般財源総額+887億円</td> <td>・財源不足額 ▲4.0兆円</td> </tr> </table> <p>○中期財政フレームに基づき、地方一般財源総額が前年度を下回らなかったこと、臨時財政対策債が1.5兆円縮減されたこと、地方交付税総額(特会出口ベース)では対前年4,799億円増とされたことは評価。</p> <p>○一方、地方財政総額の予見性を高める交付税率引き上げが実施されなかったことは引き続き課題として残されたままであり、また、縮減されたとはいえ、毎年財源不足対策として臨時財政対策債の発行に依存せざるを得ない状況は懸念すべきもの。</p> <p>○本県の交付税は、臨時財政対策債を合わせた実質ベースで対前年減となるおそれ。厳しく見積もると▲58億円程度、▲3.4%。</p> <p>○しかし、臨時財政対策債の配分方法が見直され、財政力の弱い地方に配慮した算定方法が導入されたところであり、巻き返しに期待。いずれにしても、安心できない状況は継続。今後も情報分析を継続し、必要な事項は国に要望していく。</p> <p>○また、中期財政フレームに関連して、公債金について、平成22年度予算水準(約44兆円)を上回らないものとされ、平成23年度予算において微減となった。また、プライマリ・バランス対象経費について、少なくとも平成22年度当初予算の同対象経費の規模を実質的に上回らないものとされ、平成23年度予算において微減となった。これらのことは、評価できる。</p> <p>○一方で、地方交付税については、対前年度若干増で維持されたところであるが、公共事業関係費が5.1%程度削減されたことは、インフラ整備の遅れた地方にとっては大きな影響であり、一括交付金と合わせて、今後も情報分析を継続し、必要な事項は国に要望していく。</p>			・地方交付税 +0.5兆円	・臨時財政対策債 ▲1.5兆円	・地方税 +1.2兆円(地方譲与税含む)	・その他 ▲0.04兆円	・一般財源総額+887億円	・財源不足額 ▲4.0兆円
・地方交付税 +0.5兆円	・臨時財政対策債 ▲1.5兆円							
・地方税 +1.2兆円(地方譲与税含む)	・その他 ▲0.04兆円							
・一般財源総額+887億円	・財源不足額 ▲4.0兆円							
	<p>○ひも付き補助金の廃止と一括交付金化          一括交付金の制度設計に当たっては、主に次の事項に留意すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象となる事業が滞りなく執行できるよう、必要な予算総額を確保すること。</li> <li>・一括交付金の配分に当たっては、客観的な指標に加え社会資本整備の進捗率、財政力の強弱など地方のニーズに配慮すること。</li> </ul>							
<p><b>【一括交付金(地域自主戦略交付金)】</b></p> <p>○平成23年度から投資補助金を一括交付金化。</p> <p>○規模</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・初年度となる平成23年度は、都道府県分のみで5,120億円程度(沖縄振興を除くと4,799億円程度)。市町村分は平成24年度から実施(都道府県分、市町村分あわせて1兆円強)。</li> <li>・国土交通省の社会資本整備総合交付金(3,760億円)と農林水産省の農山漁村地域整備交付金(1,090億円)からの移譲が大きなシェアを占める。</li> </ul>								

			<p>○制度概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国の平成21年度第2次補正予算において創設された「地域活性化・きめ細かな臨時交付金5,000億円(都道府県・市町村)」を参考。</li> <li>※当該交付金のうち都道府県分は1,945億円で鳥取県配分額は、48.6億円 ⇒沖縄振興分を除いて一括交付金の鳥取県配分額を単純推計すると110億円程度。</li> <li>①府省の枠にとらわれず、一括交付金化の対象事業の範囲で自由に充当事業を選択できる(ただし、事業規模等の必要な条件を設ける)。</li> <li>②箇所付け等の国の事前関与を廃止し、事後チェックとする。</li> <li>③客観的指標に基づく恣意性のない配分とする(ただし、条件不利地域等に配慮)。</li> <li>④内閣府に予算計上され、執行に当たっては各府省に移し替えて交付する仕組み(移し替えにより結局、従来の補助金手続きと変わらない可能性あり)。</li> </ul> <p>○片山総務相が「途中で問題点も出てくると思うから、自治体と共同作業で進化させたい」と言っているとおり、制度設計が確立されていないため、今後も情報分析を継続し、必要な事項は国に要望していく。</p>	
			<p>○子ども手当の全額国庫負担 平成23年度以降の子ども手当の支給は全額国庫負担とし、国の責任において必要な財源を確保すること。</p> <p>○宝くじ発売の許可継続 宝くじ発売収益金の約4割は地方自治体の自主財源として公共事業など地域づくりに役立てられており、地方自治体にとって重要かつ貴重な財源であることから、発行元である地方自治体が主体的に改善を行うこととし、総務大臣も引き続き宝くじの発売許可を継続すること。</p>	<p>○平成23年度も継続して、子ども手当を支給。3歳未満は月2万円に引き上げ、3歳から中学生は月1万3千円に据え置いて支給。上積みを含む子ども手当分は、全額国庫負担。旧児童手当相当分については、現在の負担どおり(国、地方、事業主)。</p> <p>○宝くじ発売の許可は、従来どおり継続されることとなった。</p> <p>○問題となっていた普及宣伝事業費は大幅(半減よりも多く)され、その分、当せん金と収益金に回り、都道府県の収益金は増となる見込み。</p> <p>○本県においては、従来の助成金よりも収益金の増の方が有利に働き、助成金と収益金を合わせた収入合計は増額となる見込み。今後も情報分析を継続し、必要な事項は国等に要望していく。</p>
3	「ふるさと納税」	総務省	○ 納税者にとってさらに使いやすい制度と	【税制改正】(税制改正大綱(12/16))

	<p>の促進について 【総務部】</p>		<p>するため、給与所得者の場合は、年末調整により控除できる仕組みを実現すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 個人住民税の特例控除額の上限(個人住民税所得割額の1割)の引き上げを行うこと。</li> <li>○ 個人住民税の適用下限額(5,000円)を所得税の適用下限額(2,000円)にあわせ引き下げること。</li> </ul>	<p>○年末調整化 実務的・技術的な観点から実施可能か検討を行うこととされた。 国の議論の動向を注視しながら、引き続き要望する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○個人住民税の特例控除額 具体的な動きなし。 引き続き要望する。</li> <li>○個人住民税の適用下限額 【現 行】5,000円 ↓ 【改正後】2,000円 (平成24年度以降の個人住民税に適用) ※平成23年寄附分から対象</li> </ul>
4	<p>県内高速道路ネットワークの早期整備について</p>			
	<p>第一次的高速道路ネットワークの早期連結について【県土整備部】</p> <p>県内高規格道路ネットワークの早期整備について【県土整備部】</p>	<p>国土交通省</p> <p>西日本高速道路(株)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第一次的高速道路ネットワークに未だに欠落箇所が存在していることは地方と都市部の格差をさらに拡大させる要因であり、国土の均衡ある発展を図るためにも、国の新成長戦略に盛り込んだ上で、特別措置法の制定や特別枠などの設定により予算を優先配分し、国家政策として2020年度までに連結すること。</li> <li>・ 本県における以下の事項については、地域住民(県民)が高規格道路の開通による新たな企業活動を展開していくためにも、供用時期を明確にした上で、予算を優先配分し、早期に供用すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 山陰道の平成20年代の県内全線供用 「鳥取西道路」、「北条道路」、「中山・名和道路」 「名和・淀江道路(延伸部)」</li> <li>(2) 鳥取豊岡宮津自動車道の整備促進 「駟馳山バイパス」「岩美道路」</li> <li>(3) 鳥取自動車道の平成24年度の全線供用 「大原～西粟倉間」</li> </ul> </li> <li>○ 地域間交流、観光及び産業の活性化に資するため、第一次的高速道路ネットワークを補完する県内高規格道路ネットワークを早期に整備すること並びに既存ストックの有効利用を図ること <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域高規格道路の整備促進 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 県で整備中の「北条湯原道路」及び「江府三次道路」の整備促進のための予算確保 「倉吉道路」、「江府道路」</li> <li>(2) 「北条湯原道路」の県内唯一の未事業区間である「倉吉関金道路(仮称)」の早</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○道路整備(国費・全国) <ul style="list-style-type: none"> <li>22当初 : 13,357億円</li> <li>23要求額 : 13,834億円 (対前年比 1.04)</li> <li>23予算案 : 13,415億円 (対前年比 1.00)</li> </ul> </li> <li>・直轄事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>22当初 : 11,394億円</li> <li>23要求額 : 12,204億円 (対前年比 1.07)</li> <li>23予算案 : 11,840億円 (対前年比 1.04)</li> </ul> </li> <li>・補助事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>22当初 : 937億円</li> <li>23予算案 : 674億円 (対前年比 0.72)</li> <li>23決定額 : 621億円 (対前年比 0.66)</li> </ul> </li> <li>□国土ミッシングリンクの解消 <ul style="list-style-type: none"> <li>22当初 : 3,205億円</li> <li>23要求額 : 3,475億円 (対前年比 1.08)</li> <li>23予算案 : 3,376億円 (対前年比 1.05)</li> </ul> </li> <li>※個別箇所への配分額は年度末までに決定</li> <li>□維持管理に係る直轄負担金の全廃</li> <li>□倉吉関金道路の新規事業採択</li> <li>○社会資本総合整備交付金(地域自主戦略交付</li> </ul>

			<p>期事業化</p> <p>(3) 国で整備中の「国道183号鍵掛峠道路」の整備促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「米子自動車道」の整備及び無料化</li> </ul> <p>(1) 「大山PAスマートIC(仮称)」早期整備のための予算確保</p> <p>(2) 「蒜山IC～米子IC」の4車線化の早期実現</p> <p>(3) 「落合JCT～米子IC」の無料化</p>	<p>金移行額を含む) (国費：全国)</p> <p>22当初：22,000億円</p> <p>23要求額：22,000億円 (対前年比 1.00)</p> <p>23予算案：21,299億円 (対前年比 0.97)</p> <p>○高速道路無料化社会実験(国費・全国)</p> <p>22当初：1,000億円</p> <p>23要求額：1,500億円 (対前年比 1.50)</p> <p>23予算案：1,200億円 (対前年比 1.20)</p>
5	「境港」の重点港湾及び日本海側拠点港選定と整備促進等、並びに「鳥取港」の整備促進について【県土整備部】	国土交通省	<p>【「境港」について】</p> <p>○重点港湾に選定し、次の整備事業を促進すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中野地区多目的国際ターミナル整備事業(直轄事業) [新規事業]</li> <li>・竹内南地区国際フェリーターミナル整備事業(補助事業) [新規事業]</li> <li>・外港地区防波堤整備事業(直轄事業) [継続事業]</li> </ul> <p>○日本海側拠点港に選定すること</p> <p>○リサイクルポート(総合静脈物流拠点港)に指定すること</p> <p>【「鳥取港」について】</p> <p>○次の整備事業を促進すること [継続事業]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防波堤(第1)の整備促進(直轄事業)</li> <li>・防波堤(第2・第3)の整備促進(補助事業)</li> </ul>	<p>○重要港湾に選定済み(H22.8)</p> <p>○港湾整備事業(国費・全国)</p> <p>22当初：1,655億円</p> <p>23要求額：1,834億円 (対前年比 1.11)</p> <p>23予算案：1,666億円 (対前年比 1.01)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・[外港中野地区] 国際物流ターミナル整備事業については、事業化検証調査が実施されることとなった。</li> <li>・[外港竹内南地区] 国際フェリーターミナル整備事業(補助事業)については、不明。</li> <li>・鳥取港については、不明。</li> </ul>
6	エコカー関連産業の集積及び次世代電気自動車の普及拡大の推進について【生活環境部】【商工労働部】	経済産業省	<p>○電気自動車を核とした環境エネルギー関連産業の振興など革新性を有する取組に対し、国として最大限の支援を行うこと。</p>	<p>○革新的低炭素技術集約産業の国内立地推進(国費・全国)</p> <p>H22 予備費 1,100億円</p> <p>H23 予算案 71.4億円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・低炭素製品(太陽電池やエコカーなど)のうちCO2削減効果を持つ最先端製品の生産ライン設備投資を支援し、革新的低炭素技術集約産業の国内集約化を図</li> </ul>

			<p>○ 電気自動車を活用した再生可能エネルギーによる「地産地消型エネルギーグリッド事業」の展開を目指す当県が、国の「次世代エネルギー・社会システム実証地域」に選定されることが可能となるよう、選定地域数及び関連予算を拡充すること。</p> <p>○ 当県初の電気自動車生産企業の進出先である米子市が、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（通称「企業立地促進法」）に基づく固定資産税の減収補填（交付税措置）を受けられるようにすること。（市町村ごとの財政力指数ではなく、計画地域全体の財政状況を勘案した制度に変更すること）</p> <p>○ 電気自動車の普及を促進するため、充電設備に対する補助事業を継続するとともに、補助対象経費の拡充を図ること。</p> <p>○ 主要国道のパーキングエリア、道の駅等に充電設備を設置するとともに、高速道路会社のサービスエリア等へも設置を働きかけるなど、電気自動車が快適に走行できる環境を整備すること。</p>	<p>る。</p> <p>○次世代エネルギー・社会システム実証地域数は（4地域）変更なし。 23年度：次世代エネルギー技術実証事業（4地域以外での実証・32億円）、スマートコミュニティ構想普及支援事業（3.3億円）を予算化。</p> <p>○具体的な動きなし。 引き続き要望する。</p> <p>○電気自動車、PHV車等の導入、充電設備の設置者に対する助成は継続される。充電設備の補助対象経費の拡充については不明。 H22当初 123.7億円 H23 予算案 267 億円</p> <p>○具体的な動きなし。 引き続き要望する。</p>
7	ポリテクセンターの都道府県移管について【商工労働部】	厚生労働省 総務省	<p>○ 独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律案に含まれるポリテクセンターの都道府県への移管条件については、事前に、移管先である都道府県の意見を十分に聞き、必要な見直しを行うこと。 （本県の受入条件）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設設備は無償譲渡すること。</li> <li>・必要な財源を国が恒久的に措置する制度を整備すること。</li> <li>・職業訓練の内容を国が制限することなく、県の産業振興施策や企業ニーズに応じて県が独自に設定できること。</li> <li>・現行法では認められていない県立職業能力開発校の地方独立行政法人化を可能にすること。</li> </ul> <p>○ポリテクセンターの都道府県移管に係るスケジュールを早期に提示すること。</p>	<p>○予算案に項目なく、具体的な動きなし。 移管条件が規定される法律案が国会において継続審議中であり、引き続き法律案の見直しを国に要望する。</p>

8	環日本海貨客船航路の安定的な運航と利用拡大に資する支援体制の充実について【商工労働部】	法務省 外務省	<p>○ C I Q体制の充実、迅速な手続を確保すること。</p> <p>○ ウラジオストク港の通関手続の迅速化及び透明化に関するロシア政府への働きかけを積極的に行うこと。</p>	<p>○境港国際ターミナルの出入国管理組合電算システムは7月末にオンライン化工事が行われるとともに、端末機の更新が行われ、手続きがスムーズに行われるようになった。</p> <p>○9月1日開催された貿易経済日露間委員会・貿易投資分科会で税関続き等の簡素化などについてロシア側の前向きな対応を要望した。</p>
9	斐伊川水系中海の護岸整備及び水質改善対策の推進について【生活環境部】 【県土整備部】	国土交通省 環境省	<p>○斐伊川水系中海の護岸整備の促進について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大橋川改修事業に伴い、米子・境港両市民の安全・安心を確保する中海湖岸堤の整備を促進すること。</li> </ul> <p>○斐伊川水系中海の水質改善について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・湖沼法指定湖沼における浅場造成の規模拡大や覆砂による湖底環境の改善など水質浄化対策を積極的に推進すること。</li> <li>・湖沼の水質改善に資する非特定汚染源からの負荷対策など汚濁機構解明等の調査研究を推進すること。</li> <li>・湖沼法指定湖沼において、湖沼水質保全計画等に基づき、県や市町、各種民間団体が実施する事業に係る財政支援を拡充、創設すること。</li> </ul>	<p>○治水事業 (国費：全国)</p> <p>22 当初 : 5,902 億円</p> <p>23 要求額 : 5,872 億円 (対前年比 : 0.99)</p> <p>23 予算案 : 5,686 億円 (対前年比 : 0.96)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・河川・砂防の区分、直轄・補助の区分とも不明</li> </ul> <p>○「湖沼流域水循環健全化事業」が新設された。</p> <p>H23 予算案 100 百万円 [事業内容]</p> <p>①健全な水循環の構築のための方策の検討 (公募湖沼を対象に自然浄化機能を活用した事業を実施)</p> <p>②汽水湖の汚濁メカニズムの検討 (流動等が複雑である汽水湖について汚濁メカニズムや水質保全対策等を検討)</p>
10	口蹄疫対策の強化について【農林水産部】	農林水産省	<p>○防疫対策の更なる徹底</p> <p>口蹄疫のこれ以上の感染拡大は、わが国の畜産業界にとって極めて深刻な問題であり、国民生活にも重大な影響を及ぼすことになるので、国の責任において徹底した原因究明及び今後の防疫体制整備を行うこと。</p> <p>○財政措置</p> <p>口蹄疫の侵入防止のため、県、市町村、関係団体が自主的に実施した防疫対策、風評被害対策経費について、特別交付税措置を含む財源措置により全額国庫補てんすること。</p>	<p>○原因究明</p> <p>「口蹄疫疫学調査チーム」(国)、「口蹄疫対策検証委員会」(国)で侵入経路・伝播経路の調査報告、防疫対応の問題点と改善方向が整理された。</p> <p>○防疫体制整備</p> <p>平成23年度予算で拡充。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消費・安全対策交付金(国費・全国、内数)</li> </ul>

			<p>22 当初 26.9 億円 23 予算案 30.2 億円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・口蹄疫総合対策 (国費・全国) 新規 23 予算案 8.8 億円</li> <li>・動物検疫所の検疫事業 (国費・全国) 22 当初 10.5 億円 23 予算案 10.8 億円</li> <li>・畜産防疫体制強化リリース事業 (国費・全国) 新規 23 予算案 6.8 億円</li> <li>・鳥インフルエンザ、BSE、口蹄疫等の効率的なリスク低減技術の開発 (国費・全国、内数) 22 当初 5.9 億円 23 予算案 6.5 億円</li> </ul> <p>○県等への財政措置は不明</p> <p>○関連事業の対象拡大特に影響なく今後要望しない。</p> <p>○埋却候補地選定特に動きなし。今後農場ごとの事前選定に基づき個別に要望していく。</p> <p>○特別措置法の恒久法化家畜伝染病予防法の見直しが検討されているため、状況に応じて要望を検討する。</p>
11	「食のみやこ鳥取県」販売拠点施設の整備に要する今年度の財源確保について【農林水産部】	農林水産省	<p>○「口蹄疫発生に伴う関連対策」の対象地域の拡大 九州・沖縄で実施されている「口蹄疫発生に伴う関連対策」のうち、家畜市場の中止、延期による子牛出荷遅延対策など、影響が九州・沖縄以外に及ぶものについては事業対象地域を全国に拡大すること。</p> <p>○埋却候補地の事前選定に係る国の関与 的確な初動防疫を講じるためには殺処分家畜等の埋却地を事前選定しておく必要がある。候補地には国有地活用の検討も不可欠であり事前選定段階から国が関与すること。</p> <p>○口蹄疫対策特別措置法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後の発生時に備え、即座に生産者等への補償措置、迅速な対応が取れるよう時限立法としないこと。</li> <li>・財政負担は国家防疫の観点から、地方自治体の負担がなく、全額国の直接負担とすること。</li> </ul>
11			<p>○「食のみやこ鳥取県」を推進するため、県内農林水産業団体等が連携して、鳥取自動車道の開通に合わせて平成23年春にオープンを予定している「食のみやこ鳥取県」販売拠点施設の整備が促進できるよう今年度の財源を確保すること。</p>
12	農林業の就業及び定着促進対策の充実強化につ	農林水産省	<p>○農水省「H22 産地収益力向上支援事業」に採択。(H22 推進事業費) 551 千円 (H22 販売拠点施設整備事業費) 180,597 千円 (計) 181,148 千円</p> <p>○農の雇用事業 (国費・全国) 22 当初 2,115 百万円</p>
12			<p>○「農の雇用事業」における制度拡充と事業継続 ・助成対象者に、農業就業に必要な基礎技術</p>

	いて【農林水産部】		<p>研修を行う農地保有合理化法人等を追加すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研修支援期間の延長、研修対象経費の見直し及び助成額の増額をすること。</li> </ul> <p>○「経営体育成交付金（新規就農者補助事業）」の要件拡大と事業継続</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・就農時期を限定せず、就農後3年以内の者を対象とすること。</li> <li>・予算枠を拡大すること。</li> </ul> <p>○「緑の雇用担い手対策事業」等の林業就業促進施策の継続及び充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「緑の雇用担い手対策事業」の継続及び助成額の引上げ、研修支援期間の延長及び募集時期の見直し、作業種区分の拡充（特用林産の追加）を行うこと。</li> </ul> <p>○県産農林水産物を活用する食品・木材関連産業の雇用対策支援制度の創設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農林水産物加工業者等が行う規模拡大、新部門導入等に伴う新規雇用に対する支援施策を創設すること。</li> </ul>	<p>23 要求額 1,828 百万円 23 予算案 18 億円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・要件拡大は認められず</li> <li>・単県で予算措置が必要</li> </ul> <p>○経営体育成支援事業（国費・全国）</p> <p>22 当初 8,145 百万円 23 要求額 7,129 百万円 23 予算案 7,168 百万円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・要件及び予算枠の拡大は認められず</li> <li>・単県で予算措置が必要</li> </ul> <p>○「緑の雇用」現場技能者育成対策事業（国費・全国）</p> <p>22 所要額 9,050 百万円 23 要求額 5,777 百万円 23 予算案 5,530 百万円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研修期間を2ヶ月短縮（10ヶ月→8ヶ月）</li> <li>・作業種区分については詳細不明</li> </ul> <p>○要求は認められなかったことから、引き続き国へ要望</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成23年度は単県で予算措置</li> </ul>
13	太平洋クロマグロの資源回復に向けた取組について【農林水産部】	農林水産省	<p>○ 農林水産省は平成22年度中に「太平洋クロマグロの資源回復計画」を策定することとしており、大中型まき網漁業については、休漁、漁獲サイズの制限、個別漁獲割当等の管理措置の導入が検討されている。資源管理措置の導入に当たっては、クロマグロ漁業が持続的なものとなるよう、地域の漁業実態に十分に配慮し、漁業関係者の意見を十分踏まえた上で、地域の漁業へ甚大な影響を与えないよう、科学的な根拠に基づく適切な管理方を検討されること。</p>	<p>○具体的な動きなし。引き続き要望する。</p>
14	国営中海土地改良事業の中止に伴う代替水源対策の着実な対応について【農林水産部】	農林水産省	<p>○ 国営中海土地改良事業は平成22年度完了にもかかわらず、施設の維持管理費について地元合意が難航している。については、次の事項について早急に対応すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地元は、「淡水化中止により新たに必要となった送水区間（米川から干拓地の間）の管理費は、農家が負担すべきものでない。大型公共事業の中止・撤退であり、国は大胆な負担軽減措置を講じるべき」と強く反発。このため、合意に向け特段の対策を講じること。</li> <li>・ 干拓地への送水施設（ろ過池）に藻が大量に発生しており、機能障害や管理費の増</li> </ul>	<p>○具体的な進展なし。引き続き要望する。</p> <p>○国営中海土地改良事業を平成23年度まで工期延長 &lt;事業費&gt; 国営中海土地改良事業 22 当初 39 億円 23 予算案 4 億円 国営造成土地改良施設整備事業（弓浜半島地区）</p>

			大に繋がるので、速やかに改善すること。	22当初 2.6億円 23予算案 3.5億円
15	農山漁村地域整備交付金の予算確保等について【農林水産部】	農林水産省	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自治体の創意工夫や自由裁量に基づき、地方にとって必要な基盤整備を計画的に進められるよう、十分な交付金予算の確保を図ること。</li> <li>○ 本交付金は、財政力が弱く、地域営農に支障を生じたり、災害等を引き起こす恐れのある老朽化した施設を多く抱える地域により手厚く配分すること。</li> <li>○ 現制度では、地域ニーズに即した小規模なきめ細かな整備に対応できない。このため、農家のニーズや営農上の課題等に即したきめ細かい整備が実施できるよう、小規模な基盤整備を交付対象事業の基幹事業として位置付けること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○農山漁村地域整備交付金(国費・全国) 22当初 1,500億円 23予算案 1,408億円</li> <li>○農山漁村地域整備交付金の一部(1,090億円)を地域自主戦略交付金(仮称)へ拠出。</li> </ul>
16	国営農業用ダムに係る農業用水の他目的利用について【農林水産部】	農林水産省	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国営造成基幹水利施設(かんがい用水)を畜産用水など広義の農業用に利用する場合は、公共目的と認めて国有財産使用料を減免すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○認められない見通し。引き続き要望する。</li> </ul>
17	戸別所得補償制度の本格実施について【農林水産部】	農林水産省	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 所得補償の算定基礎となる生産費は、地域ブロックの数値を採用するなど、生産費の高い地域が不利にならないよう配慮すること。</li> <li>○ 本格実施において、激変緩和措置がなくなることへの不安の声が聞かれていることから、規模、品質、環境保全、団地化等に応じた加算を検討すること。この際、地域の実態を良く調査・把握されるとともに、制度設計に当たっては、地域の意見を聞きながら進めること。</li> <li>○ 米の所得補償の交付基礎となる生産数量目標の県への配分については、過剰作付相当分を翌年度の配分から除外する等、生産数量目標に即して生産を行った地域や生産者が不利にならない算定方式に見直すこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○米の戸別所得補償交付金： 22当初 3,371億円 23予算案 3,320億円</li> <li>○水田活用の所得補償交付金： 22当初 2,167億円 23予算案 2,284億円</li> <li>○推進費： 22当初 80億円 23予算案 116億円</li> <li>○(新)畑作物の所得補償交付金： 22当初 - 億円 23予算案 2,123億円</li> <li>○(新)加算支払： 22当初 - 億円 23予算案 150億円</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○各交付単価は、全国一律となっており、引き続き要望する。</li> <li>○激変緩和措置を発展的に解消し、地域特産物の振興等に活用可能な産地資金(481億円)を創設。これとは別に、農地の面的集積により、更なる生産性の向上を進める制度加入者の規模拡大大部分に交付する規模拡大加算等を別途創設(150億円)。</li> <li>○過剰作付県に対する来年度の生産数量目標の配分は、過剰作付部分を除外して配分されているものの、過去の需要実績を基にして配分しているため、相変わらず過剰作付県に有利な算定方式であり、引き続き要望する。</li> </ul>				

18	果樹農家の経営支援について【農林水産部】	農林水産省	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 今春の天候不順による平成22年産の梨の大幅な減収に対し、農業共済制度における異常災害の認定及び共済金の早期支払について特段の配慮を図ること。</li> <li>○ 果樹農家の経営状況は厳しい状況となっている。セーフティネット機能の充実を図るため、来年度本格的に実施される戸別所得補償制度に果樹も含めること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 果樹は、戸別所得補償制度の対象品目とはなっていないが、国は今年度策定した果樹農業振興基本方針において「果樹共済制度の加入率が低いことも考慮し、関連制度全体を見直す」としており、今後の検討状況を見守る。</li> </ul>
19	ジオパーク構想に関する支援について【文化観光局】【生活環境部】	文部科学省 環境省	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 世界ジオパークネットワーク加盟に向けた取組を支援すること。</li> <li>○ ジオパークに親しむ観光の充実や教育活動の促進に関する取組を支援すること。</li> <li>○ ジオパークエリア内の自然公園施設整備に係る財源と権限を移譲すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 具体的な動きなし。</li> <li>○ 具体的な動きなし。</li> <li>○ 地方環境事務所の権限移譲については、関西広域連合で取組を進めているところ。引き続き要望を行う。</li> </ul>
20	国際マンガサミット誘致・実施に向けた支援について【文化観光局】	文部科学省(文化庁) 国土交通省(観光庁)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 2012年の第13回国際マンガサミット誘致・実施に向けた取組を支援すること。</li> <li>○ まんがをキーワードとした地域づくりや観光客誘致、まんがコンテンツ産業の育成に関する取組に対し支援すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 具体的な動きなし。</li> </ul>
21	スポーツ・ツーリズムに関する支援について【文化観光局】	国土交通省(観光庁)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 鳥取県大山中海エリアをスポーツ・ツーリズムによる実証実験のモデル地区に指定し、外国人誘致に向けた取組を推進していくための環境整備等について支援すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業仕分けにより「廃止」</li> </ul>
22	私立中学校に対する就学支援金制度について【企画部】	文部科学省	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 義務教育段階にある私立中学校の生徒に対しても、国において就学支援金を支給するよう制度化すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 具体的な動きなし。引き続き要望する。</li> </ul>
23	地球温暖化対策の充実強化について【生活環境部】	総務省 環境省 農林水産省 経済産業省	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「地球温暖化対策基本法」を早期に成立させること。</li> <li>○ 「地方環境税」(仮称)を創設すること。</li> <li>○ 二酸化炭素排出量削減のための社会システムを構築すること。</li> <li>○ 二酸化炭素の吸収源としての森林整備を促進すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第176回国会で継続審議とされた。引き続き要望する。</li> <li>○ 地球温暖化対策税(環境税)が国税として平成23年10月から段階的に導入される。地方財源を確保・充実する仕組みは平成24年度実施に向けて継続検討とされている。引き続き要望する。</li> <li>○ 国内排出量取引制度の検討は先送りされた。引き続き要望する。</li> <li>○ 森林吸収目標達成に必要な56万haの間伐が実施可能な予算を計</li> </ul>

			<p>○新エネルギー導入のため、総合的な対策を推進すること。</p>	<p>上。 (予算額は不明) ○固定価格買取制度は、検討中。 引き続き要望する。</p>
24	<p>黄砂問題に対する取組の推進について【生活環境部】</p>	<p>環境省 外務省</p>	<p>○黄砂に関する実態解明調査・研究を推進すること。 ○発生地の砂漠化を防止するための対策・事業を推進すること。 ○東アジア諸国との連携を推進すること。</p>	<p>○「越境大気汚染対策推進費」(注:酸性雨、光化学オキシダント等の事項も含んだものであり、黄砂に特化した事業ではない。) 22当初 431百万円 23予算案 388百万円 うち、 ・「越境大気汚染モニタリング推進費」:黄砂実体解明調査ほか 22当初 269百万円 23予算案 241百万円 ・「越境大気汚染対策に係る日中韓協力事業費」(拡充):日中韓3カ国での黄砂共同研究や発生源対策の推進ほか 22当初 19百万円 23予算案 33百万円</p>
25	<p>国内地方航空路線の維持・拡充について【企画部】</p>	<p>国土交通省</p>	<p>○羽田空港の再拡張に伴う新規発着枠については、国内路線に十分な規模の枠を確保し、米子・鳥取ー東京便の増便等に活用できるよう、特に地方路線に優先的に配分すること。 ○米子ー名古屋便など地域の存立と活性化のための命綱となっている地方ネットワークを維持・確保するため、その公共的な役割を踏まえて必要な支援を行うなど、航空行政のあり方を検討すること。</p>	<p>○具体的な動きなし。 引き続き要望する。</p>
26	<p>少人数学級の制度化について【教育委員会】</p>	<p>文部科学省</p>	<p>○OECDの主な加盟国の学級編制基準(20~30人)に近づけるため、公立小中学校の一学級あたりの人数の上限引き下げを求めた中央教育審議会の提言を踏まえ、30人学級などの少人数学級の制度化と教職員定数の改善を行うこと。 ○そのために必要となる教職員の人件費、校舍整備費等の財源措置をすること。</p>	<p>○小学校1年生の35人以下学級を実現 ⇒4,000人の教職員定数を措置 《内訳》 自然減充当 2,000人 純増 300人 加配定数活用 1,700人</p>
27	<p>北朝鮮当局による拉致問題の早期解決について【総務部】</p>	<p>内閣府</p>	<p>○松本京子さんをはじめとする全ての拉致被害者の一刻も早い帰国を実現するため、首相の強いリーダーシップの下、政府一体となり毅然とした取組を行い、現在のこう着状態の打開を図ること。</p>	<p>○拉致問題対策費として12億円計上。 (対前年度2.1倍とした今年度と同額) ○国内外での各種情報収集などに重点。 ○引き続き問題の解決に</p>

				向けて要望活動等を行う。
28	移植医療の体制整備について 【福祉保健部】	厚生労働省 独立行政法人国立病院機構	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 臓器の移植に関する法律の改正を積極的に広報するなど移植医療の普及啓発に国として積極的な対応をとること。</li> <li>○ 県内唯一の移植施設である独立行政法人国立病院機構米子医療センターが計画している施設更新築と移植医療関係者の人材育成、移植に対する相談機能、腎不全進展予防の相談・指導機能などを持つ「腎センター」の整備を支援すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 厚生労働省ホームページをはじめ、定期刊行物、新聞による政府広報等を活用した普及啓発が実施された。</li> <li>○ 国の具体的な動きはないが、国立病院機構米子医療センターの整備計画について機構本部の承認が得られた。</li> </ul>

【重点項目】

番号	項目	所管省庁	提案・要望内容	国予算への反映状況等
1	人権施策の推進について【総務部】	法務省	○ 人権が侵害された場合における被害者の救済を迅速・円滑に行うため、地域の実態を十分把握し、地方自治体や関係各方面の意見を反映させた実効性のある救済制度を早急に確立すること。	○平成22年6月22日に法務省が「新たな人権救済機関の設置について(中間報告)」を取りまとめ、公表されたが、その後具体的な進展なし。 引き続き要望する。
2	災害復旧事業等に要する地方公共団体の財政負担の軽減について【防災局】	内閣府	○ 激甚災害の指定基準の要件緩和など、災害復旧事業等に要する地方公共団体の財政負担を軽減すること。	○市町村が行う土木施設の災害復旧工事に対し、局地激甚災害の指定基準を緩和することとされた。 <要件> ・ 復旧事業費が被災市町村の税収の50%超→20%超に緩和 <条件> ・ 被災市町村の税収が50億円以下で事業費が2.5億円超 ○基準は平成23年1月中旬に改正予定で、平成22年発生 of 災害から適用。
3	大規模災害時等における対応能力の向上について【防災局】	防衛省	○ 大規模災害時や国民保護措置の必要な事態等への対応能力を向上し、県民の安全を確保するため、本県への大型輸送ヘリコプターの配備と生物テロ等に対応する装備の充実を図ること。	○次期防衛力整備計画に、美保基地への配備分は盛り込まれなかったため、当面、配備実現は困難であるが、動的防衛力の機動的運用に輸送ヘリは必要であり、計画見直し時等における配備実現に向けて、引き続き要望していく。
4	消防団に対する財政措置の拡充について【防災局】	総務省	○ 国が示す「消防力の整備指針」に準じて、市町村が十分な消防力を整備できるよう、普通交付税の単位費用の算定における消防団員数の基準を実態を踏まえて見直すなど、市町村消防に係る財政措置の充実を図ること。	○具体的な動きなし。 引き続き要望する。
5	中山間地域における投票機会の確保について【企画部】	総務省	○ 公職選挙法において、投票所の設置及び開閉時刻についての例外規定を設け、交通の不便な中山間地域などに限り、一の投票区域内で投票できる施設を複数追加して設け、一定の時間においては当該施設でも投票できるようにすること。	○「交通手段を持たない有権者を投票所まで移送する便宜供与」については、第2回参院選から選挙の執行経費を充てることが認めら

			<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公職選挙法に規定する投票の手續について、その例外規定を設け、投票事務従事者が交通の不便な中山間地域を巡回して投票用紙を回収できるようにすること。</li> <li>○ 選挙の管理執行機関が、交通手段を持たない有権者を投票所まで移送する便宜供与を可能とする制度を設けること。</li> <li>○ 郵便による不在者投票を、交通の不便な地域の有権者も利用できるようにすること。</li> <li>○ 上の措置が国政選挙・地方選挙を通じて実現できるよう、必要な財源措置を行うこと。</li> </ul>	<p>れた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○一の投票区域内で投票できる施設の複数追加及び中山間地域を巡回して投票用紙を回収する制度については、片山総務相が担当課へ検討するよう指示したとの情報。</li> </ul>
6	地上デジタル放送への移行に伴うアナログ時の放送エリア100パーセントカバー等のための対策について 【企画部】	総務省	<ul style="list-style-type: none"> <li>○アナログ時の放送エリア100パーセントカバーに必要な中継局を整備すること。</li> <li>○受信対策について全額国庫負担とすること。</li> <li>○共聴施設への補助について、申請の通年化等、柔軟な運用とすること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○中継局整備への支援は政府予算案に反映された。</li> <li>22当初 43.4億円</li> <li>23予算案 20.0億円</li> <li>○受信対策の全額国庫負担は反映されていない。</li> <li>・辺地共聴施設デジタル化支援の補助率 →改修1/2、新設2/3 (22年度に同じ)</li> <li>○共聴施設補助の柔軟な運用は平成22年度中途から、新設案件について実現された。</li> <li>・社団法人デジタル放送推進協会の予算を活用</li> </ul>
7	総合的な鉄道の整備推進について【企画部】	総務省 国土交通省	<ul style="list-style-type: none"> <li>○鉄道の安全対策を推進すること。</li> <li>○鉄道駅のバリアフリー化を円滑に進めるための財政支援を拡充すること。</li> <li>○在来線の電化・複線化、フリーゲージトレインの導入・助成等により高速幹線鉄道網の整備を推進すること。</li> <li>○第三セクター鉄道の輸送の安全を確保するための財政支援を拡充すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 鉄道施設安全対策事業費等補助金</li> <li>22当初 6.5億円</li> <li>23要求額 2.6億円</li> <li>23予算案 2.2億円</li> <li>○ 鉄道駅移動円滑化施設整備事業費補助に係る施策は、新規に創設された「地域公共交通確保維持改善事業」において支援。</li> <li>(事業内容)</li> <li>・地域公共交通確保維持事業</li> <li>・地域公共交通バリア解消促進事業</li> <li>・地域公共交通調査事業</li> <li>23要求額 453.0億円</li> <li>23予算案 305.3億円 (うち、バリア解消対策 50億円)</li> <li>・鉄道駅移動円滑化施</li> </ul>

				<p>設整備事業費補助。 22当初 21.6億円</p> <p>○整備新幹線建設推進高度化等事業費補助金 22当初 18.7億円 23要求額 18.7億円 23予算案 18.7億円</p> <p>○鉄道軌道輸送対策事業費補助に係る施策は、新規に創設された「地域公共交通確保維持改善事業」において支援。 &lt;事業内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域公共交通確保維持事業</li> <li>・地域公共交通バリア解消促進事業</li> <li>・地域公共交通調査事業</li> </ul> <p>23要求額 453.0億円 23予算案 305.3億円 (うち、鉄道輸送対策 45億円)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄道軌道輸送高度化事業費補助金 22当初 20.1億円</li> </ul>
8	<p>地方バス路線等生活交通確保のための自治体負担に対する財源確保について</p> <p>【企画部】</p>	<p>総務省 国土交通省</p>	<p>○ 地方バス補助金については、過疎、中山間などの地域に対する補助要件の緩和や支援の充実を行うこと。</p> <p>○ 今年度改正されたバス車両購入への補助については、路線バスのバリアフリー化等を推進する上で必要不可欠な補助金であることから十分な予算を確保すること。</p> <p>○ 地方バス路線の運行維持については、生活交通確保のために県及び市町村が行う方策に要する経費に対する特別交付税措置を維持するとともに、その対象を拡大すること。</p>	<p>○地方バス路線維持対策に係る施策は、新規に創設された「地域公共交通確保維持改善事業」において支援。 (事業内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域公共交通確保維持事業</li> <li>・地域公共交通バリア解消促進事業</li> <li>・地域公共交通調査事業</li> </ul> <p>23要求額 453.0億円 23予算案 305.3億円 (うち、陸上交通対策 101億円)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方バス路線維持対策 22当初 68.1億円</li> </ul> <p>○詳細不明</p>
9	<p>外国人観光客誘致に係る地方への配慮について</p>	<p>国土交通省 (観光庁)</p>	<p>○ 訪日旅行促進事業(ビジット・ジャパン事業)における、訪日外国人旅行者が少ない地域の観光魅力を積極的にPRすること。</p>	<p>○事業仕分けにより対前年0.7倍の6,055百万円に縮減</p>

	【文化観光局】		○ ビジット・ジャパン・キャンペーン地方連携事業における、予算の地方への重点配分と柔軟な執行への理解、地方公共団体の意見を事業に反映させるためのシステムづくりを行うこと。	
10	三徳山の世界遺産登録に向けての取組について 【文化観光局】 【教育委員会】	文部科学省 (文化庁)	○ 三徳山の世界遺産登録暫定リスト入りに向け、三徳山の調査・研究に係る取組に対し財政支援を行うこと。	○具体的な動きなし。 引き続き要望する。
11	保健・医療政策の充実について			
①	医師の確保対策の推進について 【福祉保健部】	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 養成された医師が地域偏在・診療科偏在を起こさないよう地域が必要とする医療に従事する全国的な医師配置調整制度を早急に創設すること。</li> <li>○ 卒業した大学の所在する都道府県又は地域ブロックの病院の中から研修病院を選択する制度とするなど、地域医療に携わる医師の確保が担保できる新医師臨床研修制度の抜本的見直しを行うこと。</li> <li>○ 緊急避難的な措置として、臨床研修修了後の一定期間内にへき地、中山間地などの医師不足地域（これらの地域の後方支援を行う地域の中核病院を含む。）における勤務を義務化する、地域や期間を限定して医師の新規の開業を制限するなど、地域の医療人材の確保を担保するシステムの構築を行うこと。</li> <li>○ 平成22年度診療報酬改定の効果を検証するなど、産科、小児科などの特定診療科へ医師を誘導する措置を実施すること。</li> <li>○ 腎臓病患者の透析が円滑に行えるよう診療報酬の引上げを行うほか、不足している腎臓内科医等の透析を担当する医師を養成すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○具体的な動きなし。 引き続き要望する。</li> <li>○都道府県ごとの募集定員の上限制により都市集中を抑制する動きはあるものの、未だ地域医療に携わる医師確保が担保できる制度とは認められないため、引き続き要望する。</li> <li>○具体的な動きなし。 引き続き要望する。</li> <li>○具体的な動きなし。 引き続き要望する。</li> <li>○具体的な動きなし。 引き続き要望する。</li> </ul>
②	看護師確保対策の推進について 【福祉保健部】	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 看護師の安定的な養成と確保・定着に向けた、看護師の生きがいと魅力ある職場環境づくりを総合的に推進すること。特に、診療報酬の見直しによる、各医療機関が夜勤回数制限や労働時間短縮など労働環境の改善、処遇の改善が行えるようにすること。</li> <li>○ 訪問看護事業等における看護師の確保を図るための、報酬の見直し、看護師の処遇改善を行うこと。</li> <li>○ 女性が大半を占める看護師が働きやすいよう、院内保育所の施設整備・運営に対する助成制度を拡充すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○具体的な動きなし。 引き続き要望する。</li> <li>○具体的な動きなし。 引き続き要望する。</li> <li>○新たに休日保育に対する運営費支援が追加されるなど一定の拡充があった。</li> </ul>

			<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 社会資源を有効に活用するための潜在看護師の状況把握及び再就業支援のための施策を充実させること。</li> <li>○ 当面の慢性的な看護師不足に対応するため、医師・看護師との連携のもとで病院の介護職員による一定の医行為(たんの吸引や経管栄養)を可能とすること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 具体的な動きなし。引き続き要望する。</li> <li>○ 特別養護老人ホームの介護職員については法制化の動きがあるが、その他には具体的な動きなし。引き続き要望する。</li> </ul>
③	がん対策の推進について 【福祉保健部】	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 病院と診療所など医療機関間における役割分担を図り、がん患者にとって切れ目のないがん医療の提供体制を構築するため、がん地域連携クリティカルパスを診療報酬で評価するよう検討すること。</li> <li>○ 県民全てを対象としたがん検診の実施状況等を評価するため、医療保険者など職域からの報告を制度化し、現状を把握するための体制を整備すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成22年度予算で措置済み。(がん治療連携策定料として診療報酬に算定可能)</li> <li>○ 具体的な動きなし。引き続き要望する。</li> </ul>
④	子宮頸がんワクチン等の定期接種化と財政支援について【福祉保健部】	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 予防接種法で定められている定期接種の対象に、「子宮頸がん」予防のためのワクチンを追加すること。また、その他、死亡や後遺症の残る可能性がある髄膜炎予防のための「Hib(ヒブ)菌」や「肺炎球菌(7価、23価)」に対するワクチンを定期接種の対象に追加すること。</li> <li>○ 定期予防接種費用は、予防接種を受けた者等から実費を徴収することが可能となっているが、実態として実施主体である市町村が公費負担をしているという現状にある。(経済的理由により実費徴収が困難な費用については地方交付税措置が講じられている。)また、法に基づかない予防接種に係る費用は原則接種者等の負担となるが市町村が独自に補助制度を設けている場合も多い。</li> <li>○ すべての住民が地域間格差なく予防接種を受けることが出来るよう接種費用を助成すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成22年度国補正予算において、子宮頸がん、Hib、肺炎球菌(7価)については予算化。(1,085億円、平成23年度末までの措置)</li> <li>○ 国において予防接種のあり方について全般的に検討中。</li> </ul>
⑤	禁煙治療に係る保険適用の要件緩和について【福祉保健部】	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 若年者と妊婦の禁煙を促進するとともに、禁煙治療を受けたい住民に対して禁煙治療の保険適用が認められるよう、基準要件を緩和すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 具体的な動きなし。引き続き要望する。</li> </ul>
⑥	ポルフィリン症の難病指定について【福祉保健部】	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 日光暴露により症状が悪化し、日常生活が大きく制限されるポルフィリン症の治療法の開発と患者の療養生活を支援するため、一刻も早い難病指定を行うこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 具体的な動きなし。引き続き要望する。</li> </ul>
⑦	国による准看護師制度の一元化について【福祉保健部】	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 准看護師制度が、同じ法律に基づく資格である保健師、助産師及び看護師の制度と同様に全国統一的に運用され、国民の生命と安心・安全な医療提供が担保されるよう、保健師助産師看護師法を改正して国において一</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 具体的な動きなし。引き続き要望する。</li> </ul>

			元管理を行うこと。	
⑧	医業類似行為の明確化について【福祉保健部】	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 医業類似行為の範囲の明確化、およびあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師でなければ業として行えない範囲を明確化すること。</li> <li>○ あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師以外の者が業として行う医業類似行為によって生ずる被害から国民の安全を守るために必要な対応をすること。</li> </ul>	○具体的な動きなし。 引き続き要望する。
12	介護基盤の充実強化について			
①	介護現場における人材定着対策について【福祉保健部】	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 昨年度、介護職員の報酬改定及び介護職員処遇改善交付金の創設が行われたものの、介護人材の定着を図るための十分な処遇改善となっていないため、介護現場の職員の能力や経験に応じた介護報酬を設定すること。</li> <li>○ きめ細やかな介護サービスを実施するため、基準を上回る介護職員を配置している実情があることから、それに見合った介護報酬となるような制度を設定すること。</li> <li>○ 介護職員のみ限定した介護職員処遇改善交付金の対象範囲を見直すとともに、事業が終了する平成23年度末以降も、引き続き、介護現場に従事する職員の処遇改善策を継続すること。</li> <li>○ 介護現場に従事する職員の処遇改善策に要する経費については、介護保険料や利用者負担額の引き上げ、又は地方公共団体の負担につながることをしないよう、次期介護報酬改定の議論の中で十分な検討をすること。</li> </ul>	○具体的な動きなし。 引き続き要望する。
②	介護福祉士資格の取得に関する現任者対策について【福祉保健部】	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 就学しながら600時間の養成施設研修が困難な現任の介護職員について、ヘルパー資格を有する者について研修の代替性を高めるなど、介護福祉士国家資格の取得を容易とするよう、支援策を講じること</li> </ul>	○引き続き要望する。 [参考] 現在、厚生労働省の検討会において、実務研修600時間を450時間に短縮、施行時期を平成24年度から平成27年度に延期する方向で検討。
③	介護療養病床転換の方向について【福祉保健部】	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 介護療養病床の転換については、病床廃止方針の凍結が示された後、廃止の方針が変わらないとの大臣発言があるなど、介護現場に混乱を招いていることから、早急に方向性を示すこと。</li> <li>○ なお、介護療養病床の再編に当たっては、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・療養病床の再編に関し、医療ニーズを有する患者に対して必要な医療がとぎれることがないよう、円滑な移行措置への支援を行うこと。</li> <li>・医療療養病床から老人保健施設等への転換に伴う介護保険費用の増加分について、被保険者や地方公共団体の負担が過大とならないよう、十分な財源措置を行うこと。</li> </ul> </li> </ul>	○具体的な動きなし。 引き続き要望する。 [参考] 通常国会に提出される介護保険法改正案の中に方向性が示される見込み。法案の内容は不明。

13	安心して子育てできる環境の整備について			
①	小児医療費の負担軽減等及び特別医療費の助成に伴う国庫負担金の減額措置の見直しについて【福祉保健部】	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 義務教育期間の子どもの医療費について、自己負担割合の引下げ等による、子育て家庭の経済的負担の更なる軽減を図ること。</li> <li>○ 市町村の特別医療費助成による国民健康保険療養給付費等に係る国庫負担金の減額措置を見直すこと。</li> </ul>	○具体的な動きなし。 引き続き要望する。
②	保育所における保育士配置基準の改善及び財源措置の充実について【福祉保健部】	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 安心して子育てできる政策を進めるため、子ども手当による直接給付だけでなく、充実した保育環境を整備すること。</li> <li>○ 保育・幼児教育の質の向上を図るため、保育所における保育士の配置基準の改善及び適切な職員配置が可能となる必要な財源措置を行うこと。</li> </ul>	○具体的な動きなし。 引き続き要望する。
14	地域の実情に応じた障がい福祉サービスについて			
①	障がい者総合福祉法（仮称）の制定に向けた提言について【福祉保健部】	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 薬物依存症リハビリ施設が安定した運営ができるように公的支援を行うこと</li> <li>○ 高次脳機能障がいの定義を法律上に明文化すること</li> <li>○ 発達障がいの特性に応じた支援を行うための児童デイサービス、自立訓練などの障害福祉サービスを充実させること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○具体的な動きなし。 引き続き要望する。</li> <li>○具体的な動きなし。 引き続き要望する。</li> <li>○「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」が成立（12/3 可決、12/10 公布）。障害者自立支援法の一部改正による障害者に関する定義規定の見直し（公布日施行）により発達障がい者を含むことが明確化され、各福祉サービスを充実させる法的根拠が出来たが、発達障がいの特性に応じた支援を行う具体的な制度の充実について引き続き要望する。</li> <li>○具体的な動きなし。 引き続き要望する。</li> </ul>
②	地域の実情に応じた障がい福祉サービスの提供と財源確保について【福祉保健	厚生労働省	○ 地域生活支援事業に対して積極的に取り組めるように、地域生活支援事業国庫補助金の十分な財源を確保すること。	○重度の視覚障がい者の移動支援は、「同行援護」として障害福祉サービスにおいて実施（平成23年10月施行）

	部】		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 医師法等による資格を持たない介護職員に対し、例えば一定の知識・技能を習得させることを要件にすることなどにより、オストメイトの方の肌に接着したストーマ装具（パウチ）の取り替えを行うことができるように要件を緩和すること。</li> <li>○ 平成21年度に創設された施設外就労加算の金額を小規模な事業所でも対応できるように見直すこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○具体的な動きなし。引き続き要望する。</li> <li>○具体的な動きなし。引き続き要望する。</li> </ul>
15	生活福祉資金貸付制度に係る連帯借受人等の要件の廃止について【福祉保健部】	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生活福祉資金貸付制度のうち教育支援金については、連帯借受人等の設定の要件を廃止すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○具体的な動きなし。引き続き要望する。</li> </ul>
16	児童虐待対応における裁判所の積極関与の法的整備について【福祉保健部】	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童虐待案件が発生した場合の対応として親子分離と親子再統合があるが、そのいずれも児童相談所が所管している現行法制度を改め、親子分離を裁判所が行うこととする等の法制度に改めること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○具体的な動きなし。引き続き要望する。</li> </ul>
17	生活保護制度及び地域生活定着支援センターについて【福祉保健部】	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市町村の実態に即した適切な級地区分の見直しをすること。</li> <li>○ 生活保護受給者の勤労意欲が強く、運転免許の取得が就職への可能性を高めると認められた場合における、免許取得経費の支給要件の緩和を行うこと。</li> <li>○ 地域生活定着支援センターの業務内容の充実を図り支援体制を強化すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○具体的な動きなし。引き続き要望する。</li> </ul>
18	社会保障制度における「世帯」のあり方について【福祉保健部】	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 低所得者の負担軽減については、世帯単位で負担能力を判断することとなっているが、形式的な「世帯分離」による負担軽減といった問題が生じないよう、本人又は本人と配偶者の負担能力により判断するよう見直すこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○具体的な動きなし。引き続き要望する。</li> </ul>
19	保育料の負担軽減について【鳥取市長会】	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保育所運営費に係る保育所徴収金（保育料）基準額を引き下げ、子育て世帯の経済的な負担軽減を図ること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○具体的な動きなし。</li> </ul>
20	国民健康保険事業安定のための国の財政支援について【鳥取市長会】	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国民皆保険の根幹を成す国民健康保険事業の安定的な運営が図られるよう、国の財政支援を拡充すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○具体的な動きなし。</li> </ul>
21	女性特有のがん検診推進事業の継続実施について【鳥取市長会】	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 対象となる者と対象とならない者との不公平を解消するため、女性特有のがん検診推進事業を継続実施すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○引き続き実施される。</li> </ul>
22	国による妊婦健康診査臨時特例交付金制度の継続について【鳥取市長会】	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成23年度以降も、国において、妊婦健康診査臨時特例交付金制度を継続すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○妊婦健康診査支援基金は、平成22年度国の補正予算で積み増しとなり、平成23年度も継続。</li> </ul>
23	子ども手当の学	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市町村が、学校給食に必要な保護者負担相</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○本人の同意により学校</li> </ul>

	校給食費への充 当について【鳥 取市長会】		当額を子ども手当から事前に差し引いて充 当することができるように法の整備を行う こと。	給食費を子ども手当か ら納付することができ る仕組みとすることと された。
24	方面ウラン残土 により製造した レンガ製品の利 活用促進につい て【生活環境部】	文部科学省	○ 期日までにレンガ製品の県外搬出を行う よう日本原子力研究開発機構に対して指導 を行うこと。 ○ レンガ製品の安全性のPRに努め、一層の 利活用をすすめること。	○具体的な動きなし。
25	消費者行政活性 化への財政的支 援の継続につい て 【生活環境部】	内閣府 (消費者庁)	○ 平成24年度以降においても、地方消費者 行政の充実・強化のための財源手当について 継続して配慮すること。 ○ 地方の実情を踏まえ、自主性を尊重した基 金活用のため、条件緩和を図ること。	○具体的進展なし。 引き続き要望する。
26	生活排水処理事 業における国の 窓口の一本化、 維持管理費に対 する財源の確保 及び統廃合時の 補助金返還免除 について【生活 環境部】	総務省 環境省 農林水産省 国土交通省	○ 4省庁に分散している生活排水事業につ いて国の窓口を一本化すること。 ○ 生活排水処理に係る住民負担軽減のため の財政支援を充実すること。 ○ 生活排水処理施設の統廃合時における補 助金返還を免除すること。	○具体的な動きなし。 引き続き要望する。
27	住宅の耐震改修 補助制度の拡充 について【生活 環境部】	国土交通省	○ 耐震改修に係る補助率を引き上げること。	○補助率については変更 がないため、引き続き 要望する。 (平成22年度限りとな っていた補助率拡充 15.2%→23%が、平成 24年度まで延長)
28	朝鮮半島出身の 旧民間徴用者の 遺骨収集につい て 【生活環境部】	総務省 厚生労働省 経済産業省	○ 朝鮮半島出身の旧民間徴用者の遺骨を発 掘し、遺族に返還すること。	○具体的な動きなし。 引き続き要望する。
29	廃棄物焼却施設 改良事業への財 政上の支援策の 充実について 【鳥取県市長 会】	環境省	○ 廃棄物処理施設の基幹的設備の改良に要 する地方公共団体の財政負担を軽減するこ と。	○要望内容の反映なし。 循環型社会形成推進交 付金 22当初：468億円 23予算案：418億円 (対前年比 89.2%)
30	切れ目のない経 済雇用対策の実 施及び地域経済 の活性化と雇用 創出につながる 成長分野の推進 【商工労働部】	内閣府	○ 経済状況や雇用環境を早期に安定した回 復軌道へ移行させるため、中小・零細企業者 資金繰り対策の継続・強化や農林業分野への 雇用誘導など、引き続き、切れ目のない経済 雇用対策を実施すること。	

**【中小・零細企業対策】**

○資金繰り対策

- ・景気対応緊急保証制度の期限切れ後(来年度)の代替措置として、借換保証の拡充、セーフティネット保証や小口零細保証等の対策の重点化。
- ・中小企業者等金融の円滑化法」の1年間延長(～H24.3.31)を金融庁が表明(12/14)。

○中小企業支援ネットワーク強化事業(国費・全国)

23 予算案 40億円(新規)

- ・経済産業局が中心となり、専門家派遣等による中小企業の経営相談に対応する各地域の支援機関の連携の強化、支援能力向上を図る。

○中小法人軽減税率3%引き下げ(18%→15%) \*3年間[～H25]

(参考)法人実効税率5%引下げ

**【雇用対策】**

○求職者支援制度の創設(国費・全国)

23 予算案 800億円(制度恒久化)

- ・雇用保険を受給できない求職者への生活支援金給付と無料職業訓練による支援制度創設。(緊急人材育成支援事業に代わる恒久的制度)

○新卒者就職実現プロジェクトの延長(～H23年度末)

(国費・全国)

22 予備費・補正 615億円

23 予算案 ー

- ・既卒者奨励金(採用6月後100万円)、既卒者トライアル雇用奨励金(有期雇用3月:月10万円、正規雇用3月後:50万円)等

○雇用調整助成金支給適正化(国費・全国)

22 当初 7,319億円

23 予算案 3,972億円

○ジョブ・カード制度(事業仕分け対応)(国費・全国)

22 当初 153億円

23 予算案 118億円

- ・事業仕分け(H22.10)で事業廃止(類似事業との整理統合)」とされたが、厚労省は存続の方針。  
(鳥取県地域ジョブカードセンター(国が鳥取・米子商工会議所に委託)において、制度の円滑運用や普及促進を実施。県は、推進協議会の構成員。)

○農の雇用事業【継続】

(国費・全国)

22 当初 2,115百万円

23 予算案 1,828百万円

○経営体育成支援事業【組替新規】(国費・全国)

23 予算案 7,129百万円

○「緑の雇用」現場技能者育成対策【組替新規】

23 予算案 5,777百万円

○雇用促進税制の創設

\*従業員を5人以上(中小企業は2人以上)増員する場合、一人当たり20万円税額控除。

\*3年間[～H25]

**参考**

◇3段階の経済対策

ステップ1(H22.9)

・円高・デフレ緊急対応として、「経済危機対応・地域活性化予備費(9,200億円)」活用。

⇒鳥取県第一次緊急雇用経済対策:54億円(9月補正)

◇3段階の経済対策

ステップ2(H22.10)

・「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」(H22国補正:5.1兆円)

⇒鳥取県第二次緊急雇用経済対策:160億円(11月補正)

○「新成長戦略」の中に位置づけられている「環境・エネルギー」及び「健康」、「アジア経済戦略」などの成長分野の推進においては、地域経済の活性化と雇用創出につながるよう、地域の強みを活かした地方独自の戦略についても予算を確保しハード、ソフトの両面から後押しすることで、我が国産業全体の底上げを図ること。

※鳥取県の主要戦略（例）

- ・北東アジアゲートウェイ構想
- ・鳥取発EVタウン・スマートタウン構想

【「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」(9/10 閣議決定)の  
ステップ1 (H22 予備費)、2 (H22 補正)、3(H23 当初予算)により成長戦略の実現を図る】

- 革新的低炭素技術集約産業の国内立地推進  
(国費・全国)  
22 予備費 1,100 億円  
23 予算案 71.4 億円  
・低炭素製品(太陽電池やエコカーなど)のうち CO2 削減効果を持つ最先端製品の生産ライン設備投資を支援し、革新的炭素技術集約産業の国内集約化を図る。
- クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金(国費・全国)  
22 当初 124億円  
23 予算案 267億円  
・電気自動車、プラグインハイブリッド自動車等の導入及び充電設備等を設置する者に対する補助。
- エネルギー使用合理化事業者支援補助金(国費・全国)  
22 当初 270.1 億円  
23 予算案 445.6 億円  
・事業者の省エネ設備・機器等の導入促進のため、技術の先端性、省エネ効果及び費用対効果等を踏まえ、設備導入補助。
- 次世代エネルギー技術実証事業(国費・全国)  
23 予算案 32億円(新規)  
・スマートコミュニティの構成要素となる地域特性を生かした先進的な技術実証を実施。
- グリーン投資減税創設  
\* 高効率省エネ・低炭素設備や再生可能エネルギー設備等の取得に対し、特別償却 30%又は税額控除(中小企業のみ)7%。  
[対象設備例]電気自動車、ハイブリッド建機、太陽光発電設備、高効率空調設備  
\*3 年間[~H25]
- 総合特区推進調整費  
(国費・全国)  
23 予算案 890億円(新規)  
・総合特区計画実施支援のため、各府省庁の予算制度を活用した上で、なお不足する部分を本経費により機動的に補完。  
(提案募集開始) H23.4~5 月頃予定  
(指定) 7 月以降予定
- 地域イノベーション戦略支援プログラム(国費・全国)  
22 当初 12,065 百万円  
23 予算案 11,059 百万円  
・とっとりバイオフィロンティアにおける染色体工学研究等の国財源(1/2 補助)に関し、行政刷新会議から「事業仕分け第1弾の結果(廃止)を踏まえた対応が行われていない。」との指摘(11/9)があったが、予算が確保された。
- 中小企業海外展開等支援事業(国費・全国)  
22 当初 23億円  
23 予算案 25億円

31	国内産業の地方分散の促進について【商工労働部】	経済産業省	<p>○ 国策として国内産業の地方分散を促す施策を実施することで、地域間格差の解消と我が国の持続的な成長に貢献する地域の活性化を図ること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方への企業立地に対する優遇措置の実施（法人税の引き下げ）</li> <li>・財政力が弱い自治体が独自に企業立地助成をする場合の財政支援措置の導入</li> </ul> <p>○ 「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」に基づく市町村の固定資産税の減免に対する交付税措置について、計画地域全体の状況を勘案した制度に変更すること。</p> <p>○ 地方における企業誘致を促進するため、「農村地域工業等導入促進法」に基づく地方税の課税免除等に対する交付税措置の適用（対象となる設備の新增設期間が平成21年12月31日で満了）について再度措置すること。</p>	<p>○ 企業の国際競争力強化や雇用した支え等のため、法人実効税率の5%引下げ及び中小法人軽減税率の3%引下げ（18%→15%）が実施されるものの、全国一律の動きであり要望内容は満たされていないため、引き続き要望する。</p> <p>○ 具体的な動きなし。引き続き要望する。</p> <p>○ 具体的な動きなし。引き続き要望する。</p>
32	中小・零細企業者の資金繰り円滑化対策の継続・強化について【商工労働部】	経済産業省	<p>○ 本年2月15日に平成23年3月31日を期限に創設された「景気対応緊急保証制度（緊急保証制度）」の期間を延長すること。</p> <p>○ 中小・零細企業者の資金調達に支障を生じないよう、中小企業の特性に配慮した金融機関に対する指導・監督を継続・実施すること。</p>	<p>○ 景気対応緊急保証制度の期限切れ後(来年度)の代替措置として借換保証の拡充、セーフティネット保証や小口零細保証等の対策を重点化。 ⇒単純延長はしない方針であり、その詳細は未定</p> <p>○ 中小企業者等金融の円滑化法」の1年間延長（～H24.3.31）を金融庁が表明(12/14)。</p>
33	訓練・生活支援給付金の充実について【商工労働部】	厚生労働省	<p>○ 雇用保険の非受給者に対する「訓練・生活支援給付金」について、恒常的な制度として定着させること</p>	<p>○ 雇用保険を受給できない方々に、無料の職業訓練や訓練期間中の生活支援のための給付（月額10万円）を行う制度を恒久化（求職者支援制度の創設）。平成23年10月に制度開始予定。（平成23年度予算案：775億円）</p>
34	減額となったシルバー人材センター事業費補助金の復元について	厚生労働省	<p>○ 国の事業仕分けにより、平成22年度シルバー人材センター事業への補助金が削減されたが、これを復元し、維持継続すること。</p>	<p>○ 平成22年11月15日の再仕分けにより、平成23年度は平成22年度に続き、更に国からの</p>

	て【鳥取県市長会】			補助金が削減された。 ※事業仕分の結果のとおり、平成22年度要求額の1/3までの削減となった。 ＜当初予算の状況＞ 全国（単位：百万円） H21 13,594（1.03%減） H22 11,410（16.06%減） H23 9,110（20.16%減） ※うち県連合会及び県内センター分（単位：千円） H21 108,390（1.50%増） H22 102,889（5.07%減） 〔・連合会 8,644〕 〔・各センター 94,245〕 H23 未定
35	農産物貿易ルールの確立について【農林水産部】	農林水産省	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ WTO農業交渉における「多様な農業の共存」が可能となる貿易ルールの確立すること。</li> <li>○ 経済連携協定（EPA）、自由貿易協定（FTA）交渉について、我が国の国益にかなう交渉相手国を選定して交渉すること。特に、日豪EPA交渉においては、牛肉、乳製品等の重要品目が対象外となるよう、我が国の国益に十分留意して交渉すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○平成22年1月開催のWTO非公式閣僚会合で赤松大臣（当時）は、「農業交渉については、多様な農業の共存を基本理念として各国のセンシビティへの配慮に基づいた貿易ルールづくりが必要」と発言。</li> <li>○これまでの日豪EPA交渉（10回）で日本側は関税や国境措置が不可欠であることを説明し、撤廃には応じられない旨主張。</li> <li>○交渉の動向に応じて要望する。</li> </ul>
36	農産物集出荷施設整備に要する財源確保について【農林水産部】	農林水産省	○「食のみやこ鳥取県」にふさわしい産地育成を推進するため、県内農業団体が計画している農産物集出荷施設の整備に必要な財源を確保すること。	○強い農業づくり交付金 22当初 144億円 23予算案 31億円 引き続き要望する。
37	鳥獣被害防止対策交付金の予算確保について【農林水産部】	農林水産省	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被害防止計画に基づく対策の進捗に支障が出ないように、国事業を次年度以降も継続することと、十分な予算確保と地方配分を行うこと。</li> <li>○ 市町村の対策を後押しする県の鳥獣被害防止対策に関わる支出に対しても、市町村並みに特別交付税措置を拡充すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○鳥獣被害緊急総合対策・鳥獣被害防止総合対策交付金 22当初 23億円 23予算案 113億 （うち緊急対策枠 100億円）</li> <li>・産地活性化総合対策事業（県域を越えた取組） 22当初 65億円 23予算案 107億円 の内数</li> <li>○戸別所得補償制度の本格実施にあわせて緊急</li> </ul>

				対策枠が設けられ、予算額は大幅な増となったが、配分基準の検討状況を注視していくことが必要。
38	魚介類における農薬残留基準の早急な設定について【農林水産部】	農林水産省 厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 一律基準の対象となっている農薬に対して個別に評価を行い、それぞれに適正な基準を設けること。</li> <li>○ 特に、使用頻度が高い以下の農薬について、魚介類における基準値の設定を早急に進めること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ダイアジノン、クロルピリホス、クレソキシムメチル、MEP、トリシクラゾール、シメトリン</li> </ul> </li> </ul>	○要望した農薬のうち、ダイアジノンとトリシクラゾールについては食品安全委員会で審議中だが、他の農薬については進展が見られないため、基準値の早急な設定に向けて引き続き要望していく。
39	ブロッコリーの指定野菜価格安定対策事業の指定について【農林水産部】	農林水産省	○ 現在14品目ある「指定野菜」の対象品目の見直しを行い、現在「特定野菜」の対象品目で全国的に出荷量の増加しているブロッコリーを指定野菜の対象品目にする。	○指定野菜価格安定対策事業の対象とはならなかったが、特定野菜等事業の特定野菜のうち「輸入野菜と競合しており野菜自給率向上の観点から重要な野菜」の一つであるとして、同事業の指定野菜と同等の負担割合（生産者負担：1/3→1/4）となり、一定の成果が得られた。
40	国営造成水利施設の維持管理支援施策の充実について【農林水産部】	農林水産省	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 基幹水利施設管理事業において、管理職員の人件費を補助対象とすること。</li> <li>○ 国有土地改良施設の補修費用については、整備時の国営事業と同じ国庫補助率で支援するとともに、高度な技術を要する機器更新等は国営事業として実施すること。</li> </ul>	○具体的な動きなし。引き続き要望する。
41	小水力発電施設に係る導入支援措置の拡充について【農林水産部】	農林水産省	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 安定した電気の買取制度を確立すること。</li> <li>○ 農業団体、土地改良区が導入しやすいよう、土地改良法等の改正を行うこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○経済産業省が再生可能エネルギーの全量買取制度について検討中。</li> <li>○認められない見通し。引き続き要望する。</li> </ul>
42	造林公社に対する支援措置の拡充について【農林水産部】	総務省 農林水産省	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 日本政策金融公庫借入金の元金償還について、都道府県が支援（原資の貸付け）を行う場合に対する国庫補助制度を創設すること。</li> <li>○ 松くい虫被害、生育不良などにより、不採算として位置づけた造林地に係る既往債務に対し、都道府県が支援（債務免除等）を行う場合に対する国庫補助制度を創設すること。</li> </ul>	○具体的な動きなし。引き続き要望する。
43	日韓暫定水域及び我が国排他的経済水域における	外務省 国土交通省 農林水産省	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 暫定水域内の操業秩序及び資源管理方を早急に確立すること。</li> <li>○ 日韓両国政府の責任により積極的に両国間協議の進展を図り、竹島の領土問題の解</li> </ul>	○漁場機能維持管理事業のうち韓国・中国等外国漁船操業対策事業費（国費・全国）

	漁業秩序の確立並びに新日韓漁業協定関連漁業振興対策事業の継続実施について【農林水産部】		決により排他的経済水域の境界線の画定に全力を挙げること。 ○ 今もなお新協定の影響を受ける漁業者に対し、中長期に及ぶ安定的な支援事業を継続して実施すること。	23 予算案 2,329 百万円
44	社会資本整備総合交付金の予算確保等について【県土整備部】	国土交通省	○ 当県社会資本整備が重点的かつ確実に行われる予算枠を確保し、傾斜配分すること。 ○ 財政基盤の弱い地方公共団体に配慮し、後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律第3条に規定する「引上率」を適用すること。	○社会資本総合整備交付金(地域自主戦略交付金移行額を含む)(国費：全国) 22当初：22,000億円 23要求額：22,000億円(対前年比：1.00) 23予算案：21,299億円(対前年比：0.97)
45	社会基盤整備の推進について			
①	漁港関係事業費及びフロンティア漁場整備事業費の確保について【県土整備部】	農林水産省(水産庁)	○ 漁港関連事業を着実に実施するための十分な事業費を確保すること。 ・網代漁港、泊漁港等 ○ フロンティア漁場整備事業について十分な事業費を確保すること。	○水産基盤整備事業(国費・全国) 22当初：822億円 23要求額：724億円(対前年比 0.88) 23予算案：724億円(対前年比 0.88)
②	河川事業費の確保について【県土整備部】	国土交通省	○ 河川関係事業に係る、以下の整備に向けた十分な事業費を確保すること。 ・県管理河川の浸水被害の予防・軽減に向けた整備(社会資本整備総合交付金) ・直轄河川の河川整備計画等に基づく計画的整備	○社会資本総合整備交付金(地域自主戦略交付金移行額を含む)(国費：全国) 22当初：22,000億円 23要求額：22,000億円(対前年比：1.00) 23予算案：21,299億円(対前年比：0.97)
③	海岸事業費の確保について【県土整備部】	国土交通省	○ 山陰海岸国立公園内での県管理海岸の侵食対策に対する十分な事業費(社会資本整備総合交付金)を確保すること。 ・湯山海岸、岩美海岸 ○ 弓浜半島における直轄海岸の侵食対策に対する十分な事業費を確保すること。 ・皆生海岸	○社会資本総合整備交付金(地域自主戦略交付金移行額を含む)(国費：全国) 22当初：22,000億円 23要求額：22,000億円(対前年比：1.00) 23予算案：21,299億円(対前年比：0.97) ○海岸事業(国費：全国) 22当初：223億円 23要求額：223億円(対前年比：1.00) 23予算案：223億円(対前年比：1.00)
④	砂防関係事業費の確保について【県土整備部】	国土交通省	○ 県民が生き生きと安全で安心して生活するため、人家人命等を直接守る砂防施設の整備を着実に進めるために必要な補助砂防事業費を確保すること。	○治水事業(国費：全国) 22当初：5,902億円 23要求額：5,872億円(対前年比：0.99)

			<ul style="list-style-type: none"> <li>・砂防災の復旧に関連して整備を進めるために必要な事業費の確保（屋堂羅川ほか）</li> <li>・災害時要援護者施設関連箇所の対策を進めるために必要な事業費の確保と新規箇所の確実な採択</li> <li>○ 直轄砂防事業の整備促進に必要な事業費を確保すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・大山南壁（一の沢、二の沢、三の沢）下流域</li> <li>・天神川流域</li> </ul> </li> </ul>	<p>23 予算案：5,686 億円 （対前年比：0.96）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・河川・砂防の区分、直轄・補助の区分とも不明</li> <li>○ 社会資本総合整備交付金（地域自主戦略交付金移行額を含む）（国費：全国）</li> </ul> <p>22 当初：22,000 億円 23 要求額：22,000 億円 （対前年比：1.00）</p> <p>23 予算案：21,299 億円 （対前年比：0.97）</p>
⑤	治山関係事業費の確保について【県土整備部】	農林水産省	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県民が生き生きと安全で安心して生活するため、山地災害を防止するとともに、人家人命等を守る治山施設の整備を着実に進めるために必要な事業費を確保すること。</li> <li>○ 直轄治山事業の整備促進に必要な事業費を確保すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・国有林治山事業：大山南壁（三の沢地区ほか）</li> <li>久住地区特定流域総合治山事業</li> </ul> </li> </ul>	<p>○ 治山事業（国費：全国）</p> <p>22 当初：688 億円 23 要求額：608 億円 （対前年比：0.88）</p> <p>23 予算案：608 億円 （対前年比：0.88）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国有林直轄事業と民有林治山事業との区分は不明</li> <li>○ 農山漁村地域整備交付金（地域自主戦略交付金移行額を含む）（国費：全国）</li> </ul> <p>22 当初：1,500 億円 23 要求額：1,500 億円 （対前年比：1.00）</p> <p>23 予算案：1,408 億円 （対前年比：0.94）</p>
46	殿ダム建設事業について【県土整備部】	国土交通省	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 殿ダム建設事業は、計画どおり平成23年度に完成すること。</li> </ul>	<p>○ ダム事業（国費：全国）</p> <p>22 当初：1,691 億円 23 要求額：1,399 億円 （対前年比：0.83）</p> <p>23 予算案：1,382 億円 （対前年比：0.82）</p> <p>○ 殿ダム（事業費）</p> <p>22 当初：12,692 百万円 23 予算案：8,558 百万円 （対前年比：0.67） （H23 完成が見込まれる。）</p>
47	直轄事業における地元企業への優先発注について【県土整備部】	国土交通省 農林水産省	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 建設工事における分離・分割発注を推進すること。</li> <li>○ 特に県内企業の受注率が低い舗装工事について、分割発注を推進すること。</li> <li>○ 本店所在地を県内に限定する工事等について、対象金額や対象工事、対象業種を拡大すること。</li> <li>○ 建設工事における資材調達について、県産</li> </ul>	<p>○ 特段の動きなし。</p>

			品を優先使用すること。	
48	地方公共団体の自主性、自立性を尊重し地方分権に資する教育行政の推進について【教育委員会】	文部科学省	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 教育委員会制度の運用に当たっては、地方公共団体の主体的な判断を尊重すること。</li> <li>○ 地域の特性に応じた自立的な教育行政の運営を尊重すること。</li> <li>○ 拡大する教育需要に対応した教職員の確保と必要な財源措置をすること。</li> </ul>	○小中学校の学級編制基準について、市町村教育委員会が柔軟に都道府県教育委員会の拘束性を弱める方向で「義務標準法」の改正を検討中。
49	「総額裁量制」の柔軟な運用について【教育委員会】	文部科学省 総務省	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 小中学校の司書職員や特別支援学校の看護師等を義務教育費国庫負担制度の対象職員とするなど、「総額裁量制」を柔軟に運用すること</li> </ul>	○具体的な動きなし。引き続き要望する。
50	学校図書館の整備・充実について【教育委員会】	文部科学省 総務省	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 図書整備に係る地方交付税措置について、義務教育諸学校に加えて公立高等学校もその対象とするよう、地方交付税措置を充実すること。</li> <li>○ 司書教諭としての職務が十分に果たせるよう、加配教員の配置による授業持ち時間の軽減などの改善措置を図ること。</li> <li>○ 小中学校の図書館司書職員を義務教育費国庫負担制度の対象職員とすること。</li> </ul>	○具体的な動きなし。引き続き要望する。
51	スクールカウンセラーの国庫補助制度の充実について【教育委員会】	文部科学省	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ スクールカウンセラー配置に関し、国庫補助制度の改善、定時制・通信制課程高等学校等への配置の拡充及び私立高等学校に対する補助制度の充実を図ること。(地方公共団体がスクールカウンセラーを常勤職員として採用する場合にも国庫補助対象とすること。)</li> </ul>	○具体的な動きなし。引き続き要望する。
52	特別支援教育の就学奨励制度の見直しについて【教育委員会】	文部科学省	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障がいのある児童生徒の実態や地域の実情に即した柔軟な制度とするため、事務手続きの簡素化、補助金の確保及び配分限度額の引き上げ並びに対象経費の拡充を図ること。</li> </ul>	○具体的な動きなし。引き続き要望する。
53	発達障がいのある生徒に対する高校での指導支援の充実について【教育委員会】	文部科学省	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 専門性のある支援員配置のための財源措置や通級指導に類する実践における単位認定の弾力化など、発達障がいのある生徒に対する高校での指導支援を充実させること。</li> </ul>	○具体的な動きなし。引き続き要望する。
54	学校施設の耐震化の促進について【教育委員会】	文部科学省	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公立小中学校について <ul style="list-style-type: none"> <li>・地震防災対策特別措置法改正による耐震補強の補助率高上げの対象施設を耐震化が必要な全ての建物へ拡充すること。(現行：Is 値 0.3 未満の建物)</li> <li>・地震防災対策特別措置法改正による補助率高上げにおいて、「改築事業」についても耐震補強と同様の補助率 2 / 3 へ引き上げること。(現行 1 / 2)</li> </ul> </li> <li>○公立高等学校について <ul style="list-style-type: none"> <li>・地震防災対策特別措置法をさらに見直し、その対象を公立高等学校へ拡充すること。</li> </ul> </li> <li>○私立学校について <ul style="list-style-type: none"> <li>・私立学校施設整備費補助金及び私立幼稚園施設整備</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校施設の耐震化(公立学校分国費・全国) <ul style="list-style-type: none"> <li>22 当初 1,031 億円</li> <li>23 予算案 805 億円</li> <li>・22 補正等 1,337 億円と合わせて前年比約 2 倍</li> <li>・補助メニューの統合や事務手続きの簡素・合理化等</li> <li>・実施設計費等にかかる補助対象範囲拡大(私立学校分国費・全国)</li> </ul> </li> </ul>

			<p>費補助金を拡充すること。</p> <p>①耐震化が必要な全ての建物について、耐震補強工事の補助率を2/3へ引き上げ(現行: I s 値0.3未満1/2、I s 値0.3~0.7: 1/3)</p> <p>②耐震診断費用を単独で補助対象化</p> <p>③耐震補強が必要で老朽化した私立中・高等学校の改築費用について補助対象化</p>	<p>22当初 15.5億円 23予算案 15.7億円</p> <p>○補助率引き上げ等の具体的な動きはなし。 引き続き要望する。</p>
55	国立大学法人運営費交付金等の確保について 【企画部】	文部科学省	<p>○平成23年度予算編成にあたって「国立大学法人運営費交付金」及び「私立大学等経常費補助」については、各大学が安定的な運営ができるよう、必要額を確保すること。</p>	<p>22当初 1兆1,585億円 23要求額 1兆1,909億円 23予算案 1兆1,528億円</p> <p>前年度比▲0.5%分は 施設整備費に大学教育研究特別整備費を新設</p>